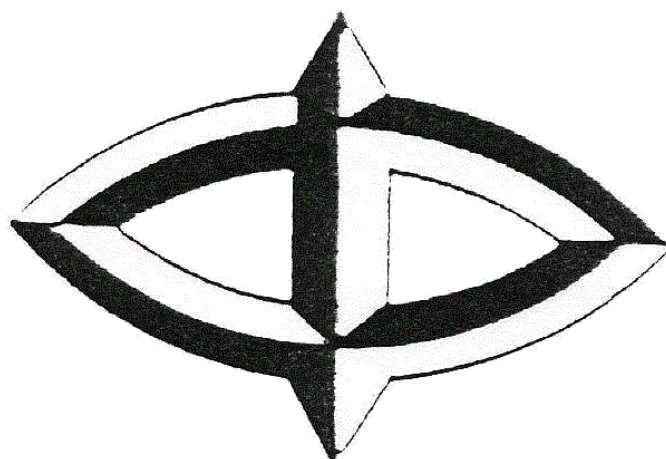


令和5年度

生徒心得



あわら市金津中学校

年 組	
-----	--

生徒心得（R5年度版）

1 生活のきまり

(1) 身だしなみ規定

集団生活する上で、必要な基準を以下に示します。

- ・自分の身体のサイズに合った物を着用しましょう。
- ・特別に色などを指定していない場合、華美や高価な物は所持したり使用したりしないようにしましょう。
- ・分からない部分については、担任に相談しましょう。

【男子】

	規 定	注 意 点
上着	・ 黒色詰め襟学生服（標準マーク）を着用する。	①金ボタンを付ける。 ②裏ボタンは、購入時に付いている一般的な物とする。 ③襟にカラー用白ラインがある物 （なければ白カラーを付ける。） ④胸ポケットに、くし、鏡、ヘアピン、ハンカチ、ペンなどを入れない。
※夏季	・ 白カッターシャツを着用する。 ※この期間に限り、開襟シャツも認める。	① カッターシャツの下には、白、黒、紺、ベージュのシャツを着用する。 ② シャツの裾はズボンの中に入れる。 ③ 袖のボタンを留める。 ④ 腕まくりをするときは、2回以上折る。 ⑤ 胸ポケットに、くし、鏡、ヘアピン、ハンカチ、ペンなどを入れない。
上着下	・ 白カッターシャツを着用する。	① カッターシャツの下には、白、黒、紺、ベージュのシャツを着用する。 ② シャツの裾はズボンの中に入れる。 ③ 袖のボタンを留める。 ④ 腕まくりをするときは、2回以上折る。
ズボン	・ 黒色学生ズボン（標準マーク）を着用する。	①身体のサイズにあったストレートとする。 ②ズボンを下げてはくことは禁止する。 （ベルトは腰骨より上で締める。） ③ズボンの裾が床に着かない。
ベルト	・ ベルトを使用する。	①黒色の単色で、装飾のないもの。
名札	・ 本校指定の名札を上着のポケットにつける。	① 白か黒色の糸で、四隅をしっかり留める。 ※クリップ型のもの：校内で着用し、登下校時は外しておく。

履き物	・通学時は、革靴またはスニーカーを履く。	①革靴の色は黒色とする。 ②スニーカーは、以下のようなものとする。 ・色は、白、黒を基調としたものとする。柄や模様、大きなロゴが入ったものは不可とする。ラインは単色もしくは同系色のラインまでを可とする。 ・靴ひもは、白か黒色とする。 ・ハイカットの型は避ける。 ③雨天時にはゴム長靴も可とする。 ・色は指定しない。 ④冬季は、ゴム長靴の他に、防水のブーツ・スノトレなども可とする。 ・ブーツの色は黒、紺、茶系で、単色無地とする。 ・ブーツに靴ひもがある場合、靴と同系色とする。 ・ブーツは無駄な飾りのない物とする。 ・スノトレの色などは、②と同様とする。 ⑤かかとの高い物（5cm 以上）は、安全面から禁止とする。
	・内外シューズは、本校指定の白シューズを履く。 （履き物のかかとを踏まない。）	① ひもの色は以下の通りとする。 1 年生：緑 2 年生：赤 3 年生：青 ②外シューズは、運動靴袋に入れて下足箱に入れる。 ③シューズには、つま先とかかとの 2 カ所に、右図のように記名をする。 
靴下	・白色、黒色、紺色（ワンポイント可）を履く。	①くるぶしが隠れる程度の長さのもの。 ②ラインがないもの
防寒着 （制服下）	・丸首か V ネックのセーター、ベスト、トレーナーを重ね着してもよい。	①白、黒、紺、茶、グレー系で、単色無地とする。 ②ボタンやファスナーなどの無い物とする。 ③ハイネック、カーディガンは着用しない。 ④裾や袖は、上着から外に出さない。

（※夏季：6 月 1 日～前期終了（10 月中旬）を目安とし、衣替え移行期間と併せて事前に連絡します。）

【女子】

	規 定	注 意 点
上着	・白線 2 本入りの紺色セーラー服（標準マーク）を着用する。	①胸あて、ネクタイ（本校指定）を付ける。 ②袖のスナップを留める。 ③胸ポケットに、くし、鏡、ヘアピン、ハンカチ、ペンなどを入れない。 ④腕まくりをするときは、2 回以上折る。
※夏季	・グレー線 2 本の白色セーラー服（標準マーク）を着用する。	①胸あて、ネクタイ（冬と同じ）を付ける。 ②袖のスナップを留める。 ③胸ポケットに、くし、鏡、ヘアピン、ハンカチ、ペンなどを入れない。 ④腕まくりをするときは、2 回以上折る。
制服下	・制服の下には、白、黒、紺、ベージュのシャツを着用する。	

スカート	・紺のひだスカート（標準マーク）を着用する。	①スカート丈は、膝が見えない長さとする。 ②スカートの上端を腰の部分で折らない。
名札	・男子と同じ	
履き物	・男子と同じ	
靴下	・白色、黒色、紺色（ワンポイント可）を履く。 ・ストッキングやタイツを着用する時は、黒かベージュとする。	①くるぶしが隠れる程度の長さのもの。 ②ラインがないもの ③レギンス、トレンカはタイツとして使用しない。
防寒着（制服下）	・男子と同じ。	

（※夏季:6月1日～前期終了(10月中旬)を目安とし、衣替え移行期間と併せて事前に連絡します。）

【頭髪】

	規 定	注 意 点
男女共通	○中学生らしい、自然な髪型とする。 ・衛生面、健康面に気を付け、学習の妨げにならないものとする。 ・眉毛は自然な状態にしておく。	① 脱色、染色、パーマは禁止する。 ② 前髪の長すぎに注意する。 ③ 髪は必要に応じて結ぶようにする。（技術や運動時など）

【登校時の防寒具（コートなど）】

規 定	注 意 点
・コート等の防寒着を着用してもよい。	①白、黒、紺、茶、グレー系で、単色無地とする。 ・フードやメーカーロゴが付いていてもよい。 ②丈は防寒着の機能を考え、膝くらいまでとする。 ただし、極端に短い物は使用しない。 ③部活動で購入したものは、①②に関わらず使用できる。
・手袋、マフラー・ネックウォーマーなどを使用してもよい。	① 校舎内では着用しない。

（２） 持ち物規定

【カバン】

規 定	注 意 点
①通学用リュック ※必ず用意してください。	・教科書、学習用具、体操服が入る大きさのもの。 ・廊下のフックにかけて保管することを前提とする。 ・防水性、耐久性のある素材が望ましい。 ※布、革等、防水性の低いものは避ける。 ・白、黒、紺、茶、グレーを基調としたシンプルなデザインのものとする。 ・目印としてキーホルダー(大きすぎないもの)を1個まで付けることができる。
②サブバッグ ※①に入りきらない場合に使用します。	・口がしっかりと閉まり中身が見えないものとする。 ※紙袋やショップ袋は使用しない。 ・白、黒、紺、茶、グレー系を基調としたシンプルなデザインのものとする。

現3年生は、上記の他、本校指定カバンも使用できる。

【その他】

規 定	注 意 点
・装飾品などは使用しない。	ミサンガ、ネックレス、ブレスレット、ピアスなど
・学校で飲む水分は、水、お茶、スポーツ飲料とする。	ペットボトルの空の容器は、必ず家に持ち帰る。
・日焼け止め、リップクリーム、制汗スプレー、ウェットティッシュ（ポケットタイプ）などの使用を認める。 ※汗をかいたら、タオルでまめに汗を拭く、あるいは下着を着替えるなどして、清潔さを保つようにする。	日焼け止め、リップクリーム、制汗スプレー、ウェットティッシュ（ポケットタイプ）などの使用に関連して、以下の約束事を守る。 a) 無色・無臭（無香料）の物に限る。 b) 使用に際してのマナー（場所、時間など）を守る。

2 校内での生活

- (1) 8:10 までに登校する（教室に入る）。

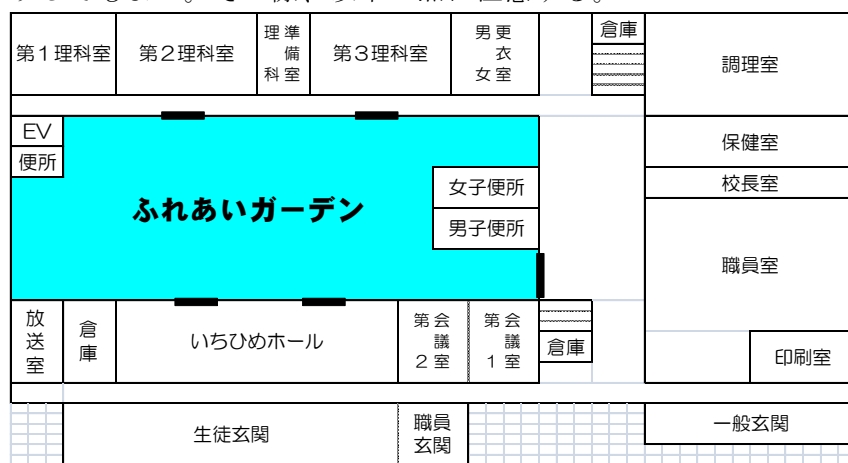
【遅刻連絡票】

- (2) やむを得ず遅れて登校してきた場合は、登校後、職員室前で「遅刻連絡票」を記入し、先生の捺印（またはサイン）をもらい、授業の先生に提出する。

遅 刻 連 絡 票				
月	日 ()	年	組	番
登校の時間		時	分	
遅刻の理由				
事前の連絡	有	無		
職員室サイン	教科担任サイン	担任サイン		

- (3) 校舎内では、静かに落ち着いた生活をする。特に、職員室・校長室・保健室前、および玄関（生徒・職員・一般玄関）前の廊下の通行については、静かに通行する。

- (4) ふれあいガーデンは、生徒や先生たちが「ふれあえる庭」ということで、昼休みなどに入ってもよい。その際、以下の点に注意する。



- a) 晴天時のみ、内履きで出てもよい。ただし、校舎内

に戻る際には、足マットで内履きを必ず拭くようにする。

b) 出入りの場所は、足ふき用のマットが置かれた出入り口のみとする。

c) 原則、昼休みのみの出入りとする。授業に遅れないようにする。

d) 樹木を傷めたり、走り回ったりすることがないようにする。

- (5) 授業その他の学校生活は、制服着用とする。

- (6) 着ベル学習（授業前のチャイムまでに着席し学習をする）を守る。

- (7) 学習に必要な物を持って来ない。

- (8) 不必要なお金や貴重品は持って来ない。ただし、都合で持ってきた場合には、担任（部活時は顧問）に、朝のうちに必ず預ける。

- (9) 他教室、授業に関係のない特別教室には決して入らない。

- (10) 体調が悪い人は、先生に伝えてから、保健室を利用する。

（ただし、1時間をめどとする。）

- (11) 体育の授業を見学するときは、職員室前で「体育見学カード」を記入し、授業の先生に届ける。

- (12) 学校外へ出る場合は、必ず担任の許可を得る。
- (13) 帰りの会後は、教室に戻らない。
- (14) 部活動に関する私物（シューズ・ラケットなど）の管理をしっかりとする。原則持ち帰る。

3 校外での生活

- (1) ゲームセンター、ゲームコーナー、パチンコ店などの遊技場への出入りを禁止する。（保護者同伴でも不可）
- (2) 生徒だけでの、喫茶店、ボーリング場、ビリヤード場、カラオケボックス、マンガ喫茶、インターネットカフェなどへの出入りは禁止する。
- (3) 生徒だけでの市外区域への外出は、必ず保護者の許可を得る。
- (4) 生徒だけでの外出は、19：00 までとする。
- (5) 生徒だけでの海水浴、キャンプ、スキーなどの野外活動は禁止とする。
- (6) 外泊は保護者同伴以外は禁止する。
- (7) アルバイトは原則禁止する。

4 その他

- (1) 欠席その他の「願い」「連絡」「届け」は、担任などへ連絡する。
- (2) 施設・設備・ガラスなどを破損したときは、担任及び係に連絡する。
- (3) 自転車通学希望者は、担任を通じて届ける。
- (4) JR・路線バス利用生徒は定期購入の際、通学証明書交付願を担任に申し出る。
- (5) 県外旅行などで JR の学生割引証が必要な人は、担任に申し出る。

通 学 に つ い て

1 徒歩通学

右側通行、車道にはみ出さない等、交通ルールやマナーを遵守し、安全に登下校する。

2 自転車通学

- (1) 完全に整備された自転車を使用すること。
- (2) サドルは、乗車して両足が地面に着く高さとする。
- (3) ハンドルがサドルより極端に高い（低い）ものは避けること。
- (4) 防犯登録をした自転車を使用すること。
- (5) 事前に学校に申請して使用許可を受け、登録証を貼付した自転車を使用すること。
- (6) 学校指定の ヘルメットを必ず着用すること。
- (7) 積雪時や路面の凍結時の自転車通学を避けること。
- (8) その他の交通法規を遵守すること。

※ 2 人乗り、並進、傘差し運転など。

◆ 許可証について ◆

〈一般許可証〉

平日の登下校、土・日の部活動、長期休業中など、学校に登下校する全ての場面で自転車を
使用することができます。

〈特別許可証〉

土・日の部活動、長期休業中など、スクールバスが運行しない時に自転車を使用することが
できます。

◆ 地区区分一覧 ◆

(一般)	伊井、南稲越、河原井手、池口、宮谷、千束、新みどり、青ノ木、日の出 清王、柿原、山十楽、山西方寺、嫁威、向ヶ丘、稲荷山、若葉台、山室、桑原 古屋石塚、御簾尾、清間、矢地
(特別)	浜坂、吉崎、樋山、細呂木、蓮ヶ浦、坂口、指中、沢、滝、牛ノ谷、橋屋 畝市野々、名泉郷、下金屋、熊坂、笹岡、権世、権世市野々、鎌谷、櫛 上野、清滝、後山、東山、北野、中川、東田中、次郎丸、南疋田、北疋田 瓜生、松龍団地、北、前谷

3 スクールバス通学（詳細は担当の先生に確認すること）

- (1) 学校の授業日のみの運行となり、土・日・長期休業中は運行しないので、注意すること。
- (2) 利用できる生徒は、遠距離通学（公共交通機関利用）の生徒、および運行ルート内の自転車
通学生徒のみとなるので、注意すること。
- (3) 利用するには、事前に申し込みをし、定期券もしくは回数券を購入しなければならない。た
だし、トリムパークで活動をする部活動の部員が学校に戻る際は、この限りではない。

◆ 運行ルート ◆

吉崎ルート	浜坂・吉崎 → 細呂木・橋屋 → 樋山 → 蓮ヶ浦 → 坂口 → 嫁威 → 照厳寺前 → 千束 → 山十楽 → 清王・柿原・山西方寺 → 日の出 → 中学校
名泉郷ルート	名泉郷 → 下金屋 → 畝市野々 → 牛ノ谷 → 沢 → 滝・細呂木駅前・指中 → 青ノ木 → 宮谷 → 山室 → 中学校
権世ルート	権世 → 権世市野々 → 熊坂 → 笹岡 → 前谷 → 中川・北・北野・東田中 → 御簾尾 → 矢地 → 清間 → 伊井 → 河原井出、池口 → 南稲越 → 中学校
東山ルート	東山 → 後山 → 清滝 → 鎌谷・櫛 → 上野・松龍団地 → 瓜生 → 北疋田・南疋田・次郎丸 → 古屋石塚 → 桑原 → 清間 → 菅野 → 中学校